

● 決裁 ○ 供覧

※決裁区分については、決裁権者の欄の()内に✓をつけること。

文書番号 取 第 号

市長(✓)	副市長()	部長()	次 長	課 長()	課長補佐	係 長
						

合 議	起 案	H31 . 4 . 23
	施行予定	31 . 4 . 26
	決裁(閲了)	31 . 4 . 26
	完 結	31 . 4 . 26

あて先	発信者名
-----	------


件 名

取手市緑の審議会委員の委嘱について

上記のことについて別記のとおり

照会 回答 報告 実施 してよろしいか伺います。
 申請 通知 決定 依頼 します。

個別フォルダ一名	保存期間	永年 10年 5年 3年 1年
----------	------	-------------------------

施行取扱上の注意	起案者	建設部
		水とみどりの課(所)
		緑化水辺利用推進係(室)
	氏 名	齊藤 純一 

取手市緑の審議会委員の委嘱について

取手市緑の審議会委員の任期が平成31年3月31日で満了したことに伴い、新たな委員を別表（案）のとおり委嘱してよろしいかお伺いします。

定員：10名

任期：令和元年5月21日から令和3年5月20日まで

選出区分：

市議会議員 議長の推薦を得た2名

学識経験者 新たに1名を選任

3名は再任 計4名

各種団体の代表者 再任2名

公募に応じた市民 応募者8名から2名を選任（別紙参照）

委員10名中 男性7名 女性3名

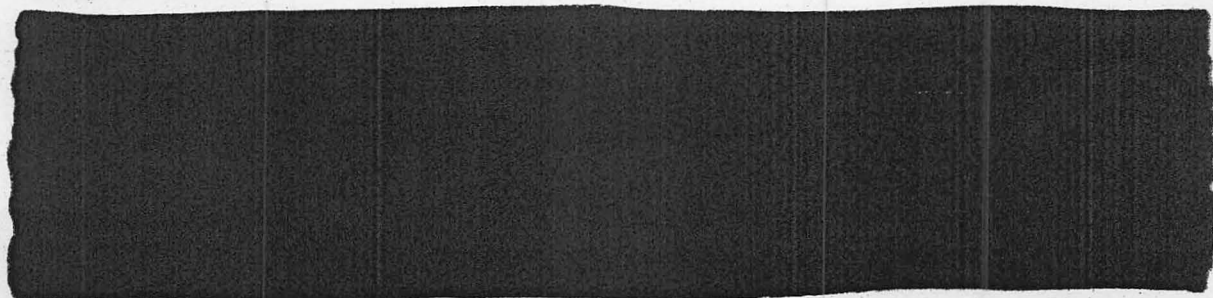
取手市緑の審議会委員

任期:令和元年5月21日～令和3年5月20日

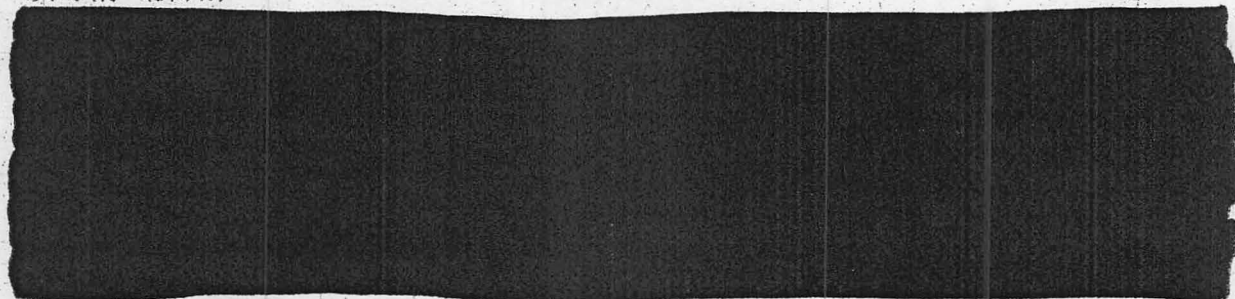
選出区分		氏名	住所	備考	
市議会議員	新	いわさわ しん 岩澤 信	東6-29-10	市議会議員	建設経済常任委員会より議長が推薦
	新	いじま ゆうすけ 飯島 悠介	[REDACTED]	市議会議員	建設経済常任委員会より議長が推薦
学識経験者		かねこ はるひこ 金子 晴彦	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
	会長(案)	こいけ けん 小池 健	[REDACTED]	[REDACTED]	前期 会長 [REDACTED]
	新	かきざき みずえ 柿崎 瑞枝	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
		いいつか きよこ 飯塚 清子	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
各種団体の代表者		くらもち みつお 倉持 光男	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
	副会長(案)	ゆうき なおこ 結城 直子	[REDACTED]	[REDACTED]	前期 副会長 [REDACTED]
公募に応じた市民	新	はまの きよし 濱野 清	[REDACTED]		公募による新規委員 [REDACTED]
	新	なかた てるひさ 中田 輝久	[REDACTED]		公募による新規委員 [REDACTED]

市民からの公募者選考理由

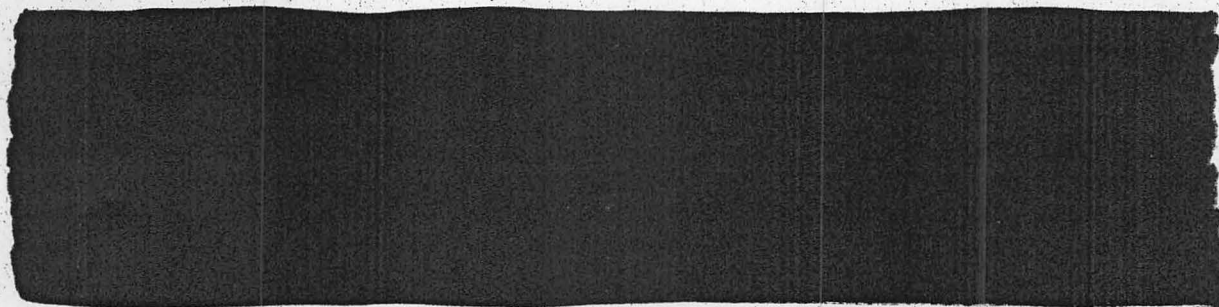
公募者選考基準



濱野清（採用）



中田輝久（採用）



○取手市緑の保全と緑化の推進に関する条例

昭和61年3月31日

条例第17号

改正 平成9年3月24日条例第13号

平成10年3月24日条例第3号

平成11年12月16日条例第43号

平成19年9月28日条例第45号

平成22年3月29日条例第13号

平成26年12月17日条例第38号

目次

- 第1章 総則（第1条～第6条）
- 第2章 緑の審議会（第7条～第11条）
- 第3章 緑の保全（第12条～第25条）
- 第4章 緑化の推進（第26条～第29条）
- 第5章 開発行為等の事前協議（第30条）
- 第6章 雑則（第31条～第34条）

付則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、本市における緑の保全と緑化の推進に関する必要な事項を定めることにより、緑豊かな生活環境の形成を図り、もって健康で文化的な市民生活の確保に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第2条 緑豊かな生活環境は、市民の健康で文化的な生活に不可欠なものであることにかんがみ、緑の保全と緑化の推進は、次に掲げる基本理念に従って行われなければならない。

- (1) 緑豊かな生活環境は、現在の市民から将来の市民へ継承されるものであること。
- (2) 緑の保全と緑化の推進に関する施策（以下「施策」という。）は、市民の深い理解と協力に基づいて進めること。
- (3) 施策を進めるに当たっては、土地の所有者及び関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに他の公益目的との適切な調和について配慮すること。

（市長の責務）

取手市緑の保全と緑化の推進に関する条例

第3条 市長は、緑の保全と緑化の推進を図るため、基本的かつ総合的な施策を策定し、これを実施しなければならない。

2 市長は、緑の保全と緑化の推進に関する知識の普及及び意識の高揚に努めなければならない。

3 市長は、市民が行う緑の保全と緑化の推進を図るための自主的活動の育成に努めなければならない。

(市民の責務)

第4条 市民は、その所有し、又は管理する土地に樹木を植栽する等緑化活動を活発に行い、市が行う施策に積極的に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動を実施するに当たっては、緑豊かな生活環境が確保されるよう必要な措置を講ずるとともに、市が行う施策に積極的に協力しなければならない。

(基本計画の策定)

第6条 市長は、緑の保全と緑化の推進を図るため基本計画を策定しなければならない。

2 前項の基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 緑の保全と緑化の推進に関する基本構想

(2) 保存緑地、保存樹木及び樹林、緑の街の指定、公共施設及び事業所等の緑の保全と緑化に関すること。

(3) その他緑の保全と緑化の推進に関する重要事項

3 市長は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ取手市緑の審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、基本計画を策定したときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

第2章 緑の審議会

(緑の審議会)

第7条 緑の保全と緑化の推進に関する重要な事項を審議するため、取手市緑の審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第8条 審議会は、市長の諮問に応じ次に掲げる事項について審議する。

(1) 基本計画の策定に関すること。

(2) 保存緑地、保存樹木及び樹林、緑の街の指定、変更及び解除に関すること。

- (3) その他市長が、緑の保全と緑化の推進に関し、必要と認めた重要事項
(組織)

第9条 審議会は、委員10人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 取手市議会議員
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 各種団体の代表者
- (4) 公募に応じた市民

(任期)

第10条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

第3章 緑の保全

(保存緑地の指定)

第12条 市長は、緑豊かな自然環境を形成している緑地（以下「緑地」という。）で次のいずれかに該当するものを保存緑地として指定することができる。

- (1) 地域の住民の健全な心身の保持及び増進又は公害若しくは災害の防止に効果があるもの
- (2) 神社、寺院等と一体となって当該地域において伝統的又は文化的意義を有するもの
- (3) 採取、死滅等により根絶するおそれのある植物が生育している地域で特に保全が必要と認められるもの

2 市長は、前項の指定をしようとする場合は、あらかじめ当該緑地の所有者、占有者又は管理人（以下「所有者等」という。）の承諾を得なければならない。

3 市長は、第1項の指定をしようとする場合は、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、第1項の指定をした場合は所有者等に通知するとともに、保存緑地の所在地、範囲等を公告しなければならない。

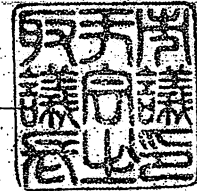
5 市長は、保存緑地に関し必要があると認めるときは、所有者等に対し必要な助言、指導又は援助をすることができる。



取議発第11号
平成31年4月25日

取手市長
藤井信吾殿

取手市議会議長
入江洋



取手市緑の審議会委員の推薦について(回答)

平成31年4月22日付け取建発第200号にて依頼のありました標記件名の事項について、下記のとおり推薦いたします。

記

氏名 岩澤 信
住所 取手市東6-29-10
(建設経済常任委員会委員長)

氏名 飯島 悠介
住所 [REDACTED]
(建設経済常任委員会委員)